

仕様書

① 案件名称	ラベルシールA外28点買入
② 品名	ラベルシールA外28点(詳細は明細のとおり)
③規格及び数量	すべて新品を納品すること(詳細は明細のとおり)
③ 納入期限	令和8年11月13日(金曜日)
⑤納入場所	大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所8階 市会事務局
⑥特記事項	・受注者は、令和7・8・9年度大阪市入札参加有資格者名簿に、承認種目01(事務用品・機器)で登録していること。 ・納入時期については、事前に事業担当と連絡調整を行い、土・日・祝日を除いた平日の午前9時から午後5時までの間に完了すること。 ・納品の際は、納品物品の名称及び数量等が確認できる「納品書」を提出すること。 ・納品時等において建物等へ損傷を与えた場合は、受注者の負担により原状回復を行うこと。 ・納品に際して発生する廃棄物等の処理は、受注者の責任において行うこと。 ・納入時における搬入用車両の駐車場所については事業担当の指示に従うこと。 ※車高2.1mを超える車両を使用して市役所本庁舎への荷物等の搬入・搬出がある場合は、搬入出日時・搬入出先・搬入出に使用する車両の「種類」「色」「車両番号」「車高」を実行日の3日前(土日祝日を除く)までに事業担当あて報告すること。ただし、車高が 2.8mを超える車両での搬入等については、地下駐車場を利用できない。 ・契約締結後、すみやかに事業担当へ単価のわかる内訳明細書を提出すること。 ・入札金額には、配送料等本契約にかかる全ての費用を含むものとする。 ・応札にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義ある場合(同等品の可否を含む)は質問期間内に指定の方法により質問し、その内容を熟知の上応札するものとする。質問受付期間経過後の質疑については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。 ・納品物については、「大阪市グリーン調達方針」(https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000224120.html)別表の【判断の基準】を満たすものとし、【配慮事項】について充分配慮されていること。
⑦事業担当	大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所8階 市会事務局 総務担当電話:06-6208-8673 担当:佐藤・三田

【明細】

No.	品名	品質、形状、寸法	単位	数量	備考
1	ラベルシールA	①A4判(210×297mm) ②1片サイズ(210×297mm) ③1面付 ④ラベル厚み0.07mm ⑤上質紙 ⑥ホワイト・マット紙 ⑦プリンタ対応のもの ⑧1パック20シート入り以上 ※同等品以上可	パック	3	
2	ラベルシールB	①A4判(210×297mm) ②1片サイズ(210×297mm) ③1面付 ④下地が透けない(訂正タイプ) ⑤ホワイト・マット紙 ⑥プリンタ対応のもの ⑦1パック50シート入り以上 ※同等品以上可	パック	2	
3	ラベルシート	①A4判(210×297mm) ②20面カットのもの (74.25mm×42mm) ③材質:上質紙、坪量118g/㎡、 白色度80% ④プリンタ対応のもの ⑤1袋100枚入り ⑥1箱5袋入り ※同等品以上可	箱	1	
4	シールインデックスA	①A4サイズのもの ②仕様:42面(大) ③枠色:青 ④カラーレーザー、インクジェット両方に対応のもの ⑤ラベル印字できる無償ソフト(Web版)に対応しているもの ⑥紙厚:総厚132g/㎡・0.15mm程度 ⑦1袋20枚入り ※同等品以上可	袋	10	
5	シールインデックスB	①A4サイズのもの ②仕様:72面(小) ③枠色:青 ④カラーレーザー、インクジェット両方に対応のもの ⑤ラベル印字できる無償ソフト(Web版)に対応しているもの ⑥紙厚:総厚132g/㎡・0.15mm程度 ⑦1袋20枚入り ※同等品以上可	袋	2	
6	セロハンテープ	①幅:15mm程度 ②長さ:35m程度 ③1セット10巻 ※同等品以上可	セット	15	
7	スティックのり	①径23mm程度のもの ②1個25g程度のもの ※同等品以上可	本	20	
8	テープのり(詰め替え)	①詰替え用交換テープ ②PLUS製(TG-620)に詰替えられるもの ※同等品不可	個	30	【商品】 ・PLUS TG-621 ※製品指定
9	養生テープA	①色:半透明 ②サイズ:幅50mm×長さ25m ③材質:ポリエチレン ④アクリル製系粘着剤のもの ⑤手で切ることができるもの ※同等品以上可	個	10	

10	養生テープB	①色:緑 ②サイズ:幅50mm×長さ25m ③材質:ポリエチレン ④アクリル製系粘着剤のもの ⑤手で切ることができるもの ※同等品以上可	個	15	
11	養生テープC	①色:ブルー ②サイズ:幅50mm×長さ25m ③材質:ポリエチレン ④アクリル製系粘着剤のもの ⑤手で切ることができるもの ※同等品以上可	個	15	
12	ガムテープ	①色:ベージュ ②サイズ:幅50mm×長さ25m ③基材:厚さ0.2mm、スフモス+PET ④手で切ることができるもの ※同等品以上可	個	5	
13	蛍光マーカー	①色:黄 ②線幅:4mm程度 ③インク種類:水性顔料 ④シングルタイプ ※同等品以上可	本	30	
14	サインペンA	①色:赤 ②線幅:8mm ③水性顔料インク ※同等品以上可	本	30	
15	サインペンB	①色:黒 ②線幅:8mm ③水性顔料インク ※同等品以上可	本	20	
16	消せるボールペンA	①色:赤 ②ボール径:0.5mm ③インク種類:熱消去性インク ④ノック式 ⑤ペンに消去用のラバーが付属していること ※同等品以上可	本	20	
17	消せるボールペンB	①色:青 ②ボール径:0.5mm ③インク種類:熱消去性インク ④ノック式 ⑤ペンに消去用のラバーが付属していること ※同等品以上可	本	20	
18	ラミネートフィルムA	①サイズ:A3 ②厚さ:100 μ m ③1箱100枚入り ※同等品以上可	箱	3	
19	ラミネートフィルムB	①サイズ:A4 ②厚さ:100 μ m ③1箱100枚入り ※同等品以上可	箱	4	
20	B5コピー用紙	①サイズ:B5 ②厚さ:約93 μ m ③白色度69%程度 ④古紙パルプ配合率:70%以上 ⑤1箱あたり2,500枚(500枚入×5冊)のもの ※同等品以上可	箱	2	

21	厚紙	①サイズ:A4 ②厚さ:0.22mm ③重さ:180g/㎡ ④色:白 ⑤マット紙 ⑥両面印刷可能であるもの ※同等品以上可	枚	1,000	
22	2穴パンチ	①ゲージ:金属製ダブルゲージ(紙幅130～300mm に対応できるもの) ②穴奥行:12mm(穴の中心から紙の端部まで) ③穴間隔80mm、穴径6mm ④穴あけ枚数:最大45枚程度 ⑤対応サイズ:A3短辺～A5短辺、A4長辺～B6長辺 ⑥くず受けがあるもの ⑦ハンドルロック付きのもの ※同等品以上可	台	1	
23	タテ・ヨコホッチキス	①10号針対応 ②本体を回転させて、中綴じができるもの ③ワンタッチオープン方式 ④手持ちサイズ ⑤色指定なし ※同等品以上可	個	3	
24	ホチキス針	①サイズ:10号 ②1箱1000本入り ③1パック20箱入り ※同等品以上可	パック	2	
25	ごみ袋A	①サイズ:45L仕様のもの ②色:半透明 ③持手なし ※同等品以上可	枚	300	
26	ごみ袋B	①サイズ:90L仕様のもの ②色:半透明 ③持手なし ※同等品以上可	枚	300	
27	アルコール消毒液	①用途:除菌、詰め替え用 ②容量:4.5～5ℓ ③成分:エタノール濃度70～95% ④液体タイプのもの ※同等品以上可	本	2	
28	延長コード	①長さ:10m程度 ②差込口:3個口 ③色:白 ※同等品以上可	個	1	
29	朱肉用補充インキ	①朱肉用補充インキ ②インキの色:赤 ③容量:20ml程度 ※同等品以上可	個	1	

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車交通環境対策グループ
電 話：06-6615-7965

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の市会事務局総務担当（連絡先：06－6208－8671）に報告しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。